大館市政だより
第二十五号
毎月2回発行
発行所 秋田県大館市 大館市役所
編集兼発行人 飯坂勇蔵

住宅十五戸を建設

敷地は有浦地区

近く住宅十五戸が有浦地区に建てられます。

昭和二十九年度の公営住宅は四十三戸割当になりました。

有浦地区に建設される住宅は

第一種木造（十一坪）十戸
第二種木造（九坪）　五戸

となつており、今後更に建設されるものはテラスハウス（一戸当り十三坪）　十戸　第一種耐火構造（一戸当り十二坪）十八戸

となつております。

十五日に総代選挙

大館土地改良区

九月十五日に大館土地改良区の総代選挙が行われます同改良区の事業を実施している地区の土地所有者や耕作者等三百九十八名の有権者があり、この有権者のうちから次のような選挙区によつて四十名の総代を選挙するもの

第一選挙区　旧大館部　二十四名
第二選挙区　沼館・松木　三名
第三選挙区　長木村　十三名

タバコは市内で

タバコは市内でお買い求め下さい。タバコ消費税が設けられて、小売価格の百十五分の十が市の収入になつています。例えば

ピース一コ　三円九一銭
新生　三円四七銭
光　バット　二円六〇銭

が市の台所に入つてきます出張や旅行の場合、市内でタバコを買つてから、お出かけになつて下さい。奥さんの御主人に対するタバコお心ずかいが市のためにもなるわけです。

公益質屋を開設

三分の利子で八千円迄

都合により開業のおくれていた「大館市営公益質屋」がいよいよ開かれます。

質屋から貸出しを受ける際は、住所、氏名、職業及使途がはつきりしていなければなりません。

質物は衣類、家具その他の動産に限ります。

貸付金は見積価格の十分の五以内において一口千円。一世帯につき五千円以内となつています。しかし市長が事情やむを得ないと認めた場合は、一口二千円、一世帯に八千円まで貸付けることができます。

利子は月百分の三（三分）で流質期限は四ヵ月

市有地と住宅を處分

市の赤字克服三ヵ年計画にもとずいて、市有地と市営住宅を処分することになりました。処分する際には、現在市有地を使用されている方や、市営住宅に入居されている方に対して優先的に払下げることにしております。

◆払下げの市有地は……

川中一本柳　一九〇七坪
長木川南　五八二五坪
東台　一九〇七坪
金坂　三五〇七坪
桜町　四五七坪
水門前　四五〇七坪
二本杉下　一六二坪
護摩木道下　九二坪

◆処分される市営住宅

昭和二十一、二十二、二十三年度に建設された第一種公営住宅で五十一棟主として鉄砲場と桜町の住宅です。

価格その他については近日中に払下げ希望者と面接の上決定することにしています。

市では市有地と市営住宅の処分で三千七百二十五万二千円を見込んでおります。代金は売買契約を結んで後十月から毎月分割して納めて頂くことに予定しています。

社会福祉事業大会

全県の社会福祉事業大会が九月九日、十日の両日に亘つて、秋田市山王体育館（スポーツセンター）で行われます。

昨年は鳳鳴高校の講堂で盛大に行われました。

この大会は県内の社会福祉事業係者が一堂に会し当面の諸問題を討議して今後の活動の糧とするものです。

川へゴミを投げないこと

七月一日から清掃法が実施され、川や公共の水域にゴミを投げてはいけないことになつています。しかしながら、長木川や下内川にゴミを棄てる人が相変らずあるようです。これはお互いに迷惑てもあり、不衛生なことでもありますから、川にゴミを棄てることは是非やめて下さい。

各課の係はこんな仕事を①

「大館市役所事務分掌規程」が七月三十一日より設けられています。

これは七月の定例議会で決つた「大館市課及び室設置条例」にもとずいて役所内の事務分掌をはつきりとさせ、行政事務を能率的に行うために決められたものです。

「事務分掌規程」による各課や室の係と係の取扱う事務は次の通りになつています。

◆総務課

庶務係――①議会に関する事項　②告示及び庁中令達に関する事項　③公印の管守に関する事項　④訴願、訴訟、直接請求に関する事項　⑤消防並びに水防に関する事項　⑥支所に関する事項　⑦市内連絡に関する事項　⑧庁中取締に関する事項　⑨儀式に関する事項　⑩秘書に関する事項　⑪条例、規則その他の規程に関する事項　⑫褒賞及び表彰に関する事項　⑬職員の進退、賞罰、服務、研修並びに身分に関する事項　⑭恩給その他諸給与に関する事項　⑮職員の福利厚生に関する事項　⑯出張命令に関する事項　⑰職員の勤惰に関する事項　⑱当直に関する事項　⑲公平委員会に関する事項　⑳職員団体に関する事項　㉑文書の収受発送及び整理保存に関する事項　㉒法令、記録及び図書の整理保存に関する事項　㉓書庫の管守に関する事項　㉔構内電話交換事務に関する事項　㉕貯蓄奨励に関する事項　㉖事務能率の増進に関する事項　㉗課内の庶務に関する事項　㉘その他、他の主管に属さない事項

財政係――①予算その他財政一般に関する事項　②市有財産の管理、蓄積、取得及び処分に関する事項

戸籍係――①戸籍に関する事項　②住民登録に関する事項　③外国人登録に関する事項　④身分、身元に関する事項　⑤印鑑証明に関する事項　⑥人口動態に関する事項　⑦自衛隊募集事務に関する事項　⑧その他戸籍一般に関する事項

◆税務課

賦課係――①市税（除く保険税）の賦課調定に関する事項　②土地台帳、家屋台帳及び名寄帳並びに図面に関する事項　③税外諸収入（他課の分掌事項に規定してあるものは除く）の賦課調定に関する事項　④固定資産評価事務に関する事項　⑤検税に関する事項　⑥税その他の証明に関する事項　⑦固定資産評価審査委員会に関する事項　⑧課内の庶務に関する事項

徴収係――①市税の徴収に関する事項　②税外諸収入に関する事項　③督状の発行に関する事項　④市税及び税外諸収入滞納処分に関する事項　⑤納税思想の普及向上に関する事項　⑥納税団体に関する事項　⑦犯則締に関する事項

◆会計課

会計係――①市の才入の納及び才出の支出に関する事項　②決算に関する事項　③臨時寄託金及び有価證券の保管、出納に関する事項　④市金庫に関する事項　⑤雑部金出納に関する事項　⑥その他会計事務に属する事項　⑦課内の庶務に関する事項

用度係――①物品の調達及び保管並びに出納に関する事項　②不用品の処分に関する事項　③工事物件資材の検収に関する事項

陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 隊員募集

昭和四年十月二日から昭和十一年十月一日までの間に生まれた男子で新制中学卒業程度の学力を有する方身健全な方は応募できます

◆待遇――被服、食事支給営内（艦内）居住、最初は二等陸士、二等海士、又は二等空士として採用（月額六千円）以後順次昇進できる

◆募集締切　九月三十日

志願者は市役所戸籍係へお出で下さい。